

中世フィレンツェ経済史料

齊藤寛海

はじめに

フィレンツェとその周辺に保存されている史料は、中世都市の経済史料としては、疑いもなく質・量ともに最高のものの一つである。(本稿では、以下、経済という場合には、農村経済ではない、都市経済のことを意味する。)中でも、企業の経営記録の豊富さにかけては、他の地方の追随を許さない。では、この豊富な史料のうち、どのような種類の史料が多く利用されたのであろうか。この点については、フィレンツェ大学で経済史の講座を続いて担当した、アルマンド・サポーリおよびフェデリーゴ・メリス両者の前後では、大きな違いがあるといえるであろう。

というのは、両者とも、国立フィレンツェ史料館や国立プラート史料館をはじめとするトスカーナ各地の史料館において、経済史料の整理、研究に従事し、従来の研究の基礎となっていたものとは異なる、新しい種類の史料、つまり現実の経済活動の実態を詳細に記録した、企業の経営記録の利用方法を大きく発展させたからである。特に、メリスは、ダティーニ商社の一連の膨大な経営記録が例外的にはほぼ完全な形で保存されているが、このダティーニ文書の精力的な研究⁽¹⁾を通じて、経営記録を個別的、断片的に利用するのではなく、総合的、有機的に利用する方法を飛躍的に発展させた。以後、フィレンツェをはじめとするトスカーナ都市の経済史料としては、経営記録の比重が非常に増大し、現在は、それを無視して研究することは困難である。

さて、史料の開拓者であるこの両者は、経済史料それ自体に関する研究をもおこなっている⁽²⁾。この研究は、フィレンツェ経済史は勿論、広くイタリア中世経済史を研究する場合、必読の書であるといつてよい。本稿の目的は、両者のこの研究内容を整理し紹介しながら、各種経済史料の性格とその利用上の注意点とについて考察することである。なお、サポーリは、13・14世紀に、メリスは、14—16世紀に、それぞれの研究の重点をおいているので、考察の対象となる史料の時期的範囲は、13—16世紀となる。また、以下の史料分類は、メリスにならった⁽³⁾のものであり、会計記録に重点がおかれている。(ただし、考古学的史料、美術史料については省略した。)

I 一般史料

1 「著述史料」fonti letterarie

この種の史料には多種多様なものが含まれているので、いくつかの類型に分けてみていかなければならない。しかし、それに共通して、次のことがいえる。つまり、以前は経済史料

として多く利用されていたが、具体的な経済活動に即した史料が多く利用されてくるにしたがってその価値が後退し、現在は二次的な史料として扱われることが多い。ここでは、その中の主要なものについてのみ触れることにする。

「実務手引書」*manuali di tecnica commerciali e affini* とは、経済活動の従事者に必要な知識について説明した各種の教養書、解説書である。メリスは、これを、経済社会における一般的な教養書と、企業が社員の教育および実務のために作成した実務書とに区別し、後者は、広義の経営史料の中に入れていいる。前者、つまり一般的な教養書は、帳簿記入などの技術や、各地の商業慣習、法令などを解説しているの、商業社会のありかたについてしるためには有益である。ただし、その内容の中には、それが編集された時点よりも、かなり以前の事態が記述されていることもあるので、史料批判が必要である。

「年代記」*cronache* と総称されるものは、創世から現代にいたる歴史を記述した「世界年代記」の系譜を引くものである。ただし、14・15世紀の商人作家によって作成されたものは、同時代の記述が詳細であり、経済の動向にも触れているため、経済史料としての価値をもつ。中世の経済史料には、一般に統計データが欠如しているの、年代記にそのようなデータがみられる場合には、従来はそれが大いに尊重されてきた。著名な例としては、フィレンツェの G・ヴィッラーニの年代記（14世紀初頭—1348年）の中にみられる、フィレンツェ経済にかんするデータと、ヴェネツィアの M・サヌートの「日記」（1496—1533年）の中にみられる、ヴェネツィア経済にかんするデータをあげることができる⁽⁴⁾。このようなデータは、同時代の知識人、特に経済の情報に恵まれた商人の記述したものとして、従来は無批判のまま受け入れられてきた。しかし、現在は、厳密な史料批判にさらされるようになり、別種の史料による検討を経たうえで、その信憑性が測定されている。メリスは、その取扱いにはかなり慎重であり、別種の史料による検討の必要を説いている。ただし、筆者は、年代記は従来あまりにもその統計的データのみが問題とされ過ぎてきたのではないかと思う。商人の心性や商業環境をしるうえで、これは第1級の史料であり⁽⁵⁾、また、その内容が豊富であることから、経済史料としても、まだ開発の余地があるのではないかと思う。

2 「都市国家・同職組合の法令・規約」*leggi dei comuni e statuti delle arti*

メリスが、「公文書史料」*fonti ufficiali*（公権力によって発布された公的規制力をもつ文書）としてあげているもののうち、経済史料として最もよく利用される、都市国家・同職組合の法令・規約を取上げる。この種の史料は、都市国家や同職組合によって保管され、現在でも多数が残存している。都市国家の法令の場合には、内容がかなり体系的に整理されていることも多いが、同職組合の規約の場合には、具体的な事項について個々に規定した条文を非体系的に羅列していることが少なくないので、その内容を体系的に理解することは必ずしも容易ではない。経済史料として重要なものは、同職組合の規約と、都市国家の経済関係の法令ないし条文である。しかし、これらは、具体的な経済活動に即した記録ではなく、当局の意思を行政的な観点から表現したものである。したがって、経済活動の中には、規定されていない局面も多く、また、規定されている局面においても、規定と現実との間には、内容的にも時間的にもかなりの乖離がみられる。この乖離は、経済活動に即した史料が広く利用

されるにしたがって、ますます大きく感じられている。さらに、この種の史料には数量的なデータが欠落していることも、重要な欠点である。

法令・規約の発効時点を確定することは、容易ではない。というのは、その修正は、原本における書込みという形態でおこなわれているので、原本は混乱した様相を呈し、どの条文がいつ訂正され、削除、追加されたのかを確定することは容易ではなく、また、新たに原本を作成し直す場合にも、その日付が記録されないこともあるからである。

外国との経済協定文書も、その商業史料としての性格は、法令・規約のそれに準じている。

3 「裁判記録」 *fonti giuridiziarie*

裁判所には、裁判記録を保管する義務があったので、それは、現在も多く残存している。さて、フィレンツェのみならず、中世のほとんどの重要な商業都市には、普通裁判所とならんで、商業裁判所が存在し、後者は、狭義の商業に関する事件のみならず、経済事件を広範に取扱っていた。経済史料としてまず重要なのは、この商業裁判所の記録であろう。それは、訴訟にもちこまれた経済事件についての、裁判手続にしたがって作成された、数量的データをとともなり、詳細な記録である。しかし、この記録でも、問題となった経済活動の実態が、容易に判明しない場合がある。例えば、隠蔽された利子の支払いをめぐる問題においては、取引の両当事者が、裁判を通じて、この利子を商品代金として隠蔽し通すこともありえる。この点、批判的な検討が必要である。さて、この史料では、例えば保険金の支払いの場合のように、他の史料からは伺い知ることのできない、支払い手続そのものが詳細に分るといふ利点がある。しかし、一般に、特定の経済活動の中の、訴訟にいたった特定の一面しか再構成することができない。おそらくこの限界のために、現在は、補助史料として利用される傾向が強い。ちなみに、経営史料の研究に力を注いだサポーリとメリスとは、裁判記録についてはほとんど語っておらず、その利用方法の開発は今後の課題であろう。

4 「公証人文書」 *fonti notarili*

この文書は、12世紀以降に出現するが、中世の人々は、場合によっては、例えば兄弟間の小銭の貸借というような実に些細な取引にいたるまで、この文書に記録したので、膨大な量が作成された。そのうち、経済史料として重要なものは、各種の経済取引に関して作成されたものである。

公証人文書の作成は、次のような手順でおこなわれた。取引の両当事者は、取引契約を法的に有効なものにしようとする場合、その内容を公証人の前面で説明し、公証人は、その概要を（正式証書を作成する時には、その最初の語句をも）「文書登録簿」 *protocollo* に記入する。このようにして記録されたものを、「要約記録」 *imbreviatura* という。その後、公証人は、両当事者に対し、正式証書（1枚の紙ないし羊皮紙に記入される）を作成するかどうかを尋ねる。その作成には、さらに料金が必要であったので、取引が重要ではない場合には、それを作成させずに済ますことが多かった⁽⁶⁾。

公証人文書は、公的権力によって公的書類作成の権限を与えられた公証人によって作成されるものであるから、法的に有効なものでなければならず、したがって、違法取引の場合には、その取引内容を偽装する必要があった。例えば、高利貸付を商品売買のように偽装する

わけである。偽装には、ある程度定まった形式があるので、それを見破るためには、その形式を理解する必要がある。場合によっては、一連の文書において偽装が一貫していないことから、真の取引内容が判明することがある。しかし、こうした露頭をさけるために、わざと同一の公証人を利用しないこともあるので、その利用には注意が必要である。また、文書登録簿においても、記載がアトランダムになされるので、統計的に利用することは容易ではない。

公証人文書は、ジェノヴァ人の中では好んで利用されたが、フィレンツェ人をはじめとするトスカーナ人の中では、13世紀以降、商業取引に関してはあまり利用されなくなった。その理由について、メリスは、次のようにいう。つまり、内陸都市の場合には、海港都市の場合に比べて、企業の資本規模が大きく、商業網が一層密であって、取引相手についての詳細な情報を入手することができたので、その人柄や支払い能力に対して正確な評価を下すことができた。したがって、作成に煩わしい手続を要する公証人文書によって、契約を確認し、保障する必要がなかったのである。さて、同じ取引でも、ジェノヴァ人は公証人文書に記録するが、フィレンツェ人は、例えば帳簿に記録するだけで済ますことが多いので、史料を利用するには注意が必要である。ある研究者は、セヴィリャに保存されている公証人文書を分析した結果、同市で経済活動をおこなったイタリア人のほとんどは、ジェノヴァ人であったと結論した。しかし、メリスは、フィレンツェに保存されているフィレンツェ商社の経営史料を分析したところ、セヴィリャでは、フィレンツェ人も大いに活躍していたことが立証されたという⁷⁾。

公証人文書は、フィレンツェの経済史料としてはそれほど利用されないが、経営史料が不足しているジェノヴァなどの経済史料としては非常に重要である。ただし、フィレンツェにおいても、土地制度などの史料としては非常に重要である。この都市では、経済活動の記録としては、公証人文書の機能の多くを経営記録が吸収してしまったのである。とはいえ、経営記録をもつのは大企業であるから、小企業あるいは零細企業同士の取引については、この史料は重要な意味をもつ⁸⁾。

II 経営史料

上記のように、この種の記録が残存するのは、ほぼ大企業の場合に限られており、小企業の場合には、ほとんど残存していないようである。ところで、大企業には、国際的な規模で活躍するものが多かったので、その記録内容も、各地の経済の実態についての情報を含んでいる場合が多い。したがって、それは、例えばレヴァントや北西欧の経済についての史料としても重要な意味をもつ。

1 実務手引書（既出）

ここでは、実務手引書のうち、「実務書」testi di preparazione e di consultazioneの方を取上げる。この種の史料は、その内容が企業から企業へ転写され伝達されていく過程で、各企業が、その時点での必要に応じて、新たに獲得した情報を資料として、追加、削除し、修正した。したがって、どの部分が、何時、誰によって記録されたものなのかを判別するのは

容易ではない。この種の記録は、13世紀から出現し、イタリア人によって作成されたものについていえば、現存するものは、14・15世紀のものが多い。中でも、経済史料として重要なものは、「商業実務」pratica di mercatura⁽⁹⁾と、「毛織物製造手引書」manuale di arte della lana とである。

商業実務は、どの市場では、どこで生産され、どこから輸入された、どのような商品が、どのような商業慣習にしたがって、どのような単位で、どの貨幣によって売買され、それに要する経費と、それに課される税はどのようなものであるか、というようなことを中心に記述している。中でも、1340年頃、フィレンツェの商社の幹部社員、ペゴロッティによって編集されたもの⁽¹⁰⁾が最も有名である。イタリア中世商業史の大家、ロベルト・S・ロベツは、その経済史料としての価値を、「歴史の他の分野におけるマキアヴェッリ [の作品]」にも匹敵するものであると、非常に高く評価している⁽¹¹⁾。しかし、経済史像全体の構成よりも、具体的な経済活動の実態の把握に重点をおくメリスは、その記録内容の各部分の時期の確定が困難であること（政治状況の変化によって、商業環境が大きく変動するレヴァント市場などに関しては、その確定は非常に重要⁽¹²⁾）、数量的データが欠乏していること（商品の取引量については、大量か少量かという以上の記述はない）などを理由に、低い評価しか与えようとはしない。

毛織物製造手引書は、毛織物製造の各工程における技術を、経営的視点から解説したものである⁽¹³⁾。これは、同工業の出資・経営者である商人織元をはじめ、その関係者が、多数の、地理的にも分散している工程を組織、運営する必要から、作成した。メリスは、これについても、商業実務と同様の評価を下している。

2 「商業書簡」carteggio commerciale

商業書簡とは、経済活動の従事者が、その活動のために発信・受信した書簡である。定着商業の成立にともない、14世紀以降、商業のための通信制度が発展した。発送者は、その書簡（後述の一般書簡の場合）を、一枚の紙や、一冊の「書簡複写帳」copie-lettere に複写して保管することが多く、書簡複写帳が多数残存している。個々の書簡は、発信書簡の複写（一枚の紙）であれ、受信書簡であれ、一定の時間を経た後に廃棄されることが多く、その残存数は少ない。いずれにせよ、相互に有機的関連をもつ一連の商業書簡がまとまって残存する場合には、その経済史料としての価値は非常に大きい。さて、商業書簡は、「一般書簡」carteggio comune と、「特殊書簡」carteggio specializzato とに大別される。

一般書簡は、現在の商業書簡とは異なり、単に取引事項のみではなく、各地の政治状況、地誌、交通事情、貨幣、為替相場、信用、商品（農産物の生育状況、家畜の飼育状況にいたるまで）、など、経済社会に関する多種多様の情報を提供する。メリスによると、一般書簡に記録された〔価格や、購入量などの〕データは、会計記録からのデータと照合した結果、非常に正確であるということが判明したという。一般書簡からえた情報を分析して、その受信者が経営方針を決定するのみではなく、取引市場の経済状況に関する貴重なデータとして、その内容が他の企業にも提供されたので、記述が正確、詳細であることが要求されたものらしい。

特殊書簡は、その内容、形式がともに、特定事項について特殊専門化された書簡であり、個別に、あるいは一般書簡や商品と一緒に発信されたものである。このような特殊化は、14世紀の後半以降に実現した。その記述内容は、多くの場合、発信者によって各種の会計記録より転記され、また、受信者によって各種の会計記録に転記された。

特殊書簡のうち、金融業務に関係の深いものとしては、「為替手形」*lettera di cambio*、「小切手」*assegno bancario*、「現金取立て委任状」*mandato di riscossione*、「口座振替命令書」*ordine di giro-conto*、などがある。この外にも、次のようなものがある。「抜粋勘定書」*estratto-conto*。荷口別の商品購入費および経費について、荷受け人から照会の要請がなされた時、荷出し人が、会計記録より必要なデータを抜粋して作成するものであり、荷口別の取引の採算を検討するための資料となる。「取引委任状」*capitolo*。代理人などに取引を委任する場合、その取引の方法や数量についての指示を記述したもの。「輸送明細書」*lettera di vettura*。輸送商品の品目、数量、輸送手段、輸送料、税、などについて記述したものであり、荷出し人が荷受け人に発送するもの。「保険加入引受け依頼状」*mandato di sicurtà*。荷出し人が荷受け人に発送するものであり、発送商品にかかる保険の具体的内容について記述し、保険証書に荷受け人が署名するように依頼するもの。「商品送り状」*legaggio/fattura*。荷出し人が荷受け人に発送するものであり、発送商品の品目、数量を記述する。フィレンツェ商人の場合、これを作成するのは、高価商品の場合に限られていた。「商品価格報告書」*valuta di mercanzie*。特定市場における商品価格についての報告書であり、他市場におけるそれと比較することができる。「船荷明細書」*carico di nave*。荷出し人が荷受け人に発送するものであり、船舶に積んで発送した商品の品目、数量などについて記述するもの。

3 「私的契約書」*scritture private*

経済活動において、取引が長期にわたるものであったり、重要な商品に関するものであったり、商品や貨幣を移動するものであったりする場合、その両当事者は、後で問題が生じないように、取引契約の内容を記録しておくことが普通であったが、その証書の作成を公証人に依頼せず、両当事者間で作成したものが、私的契約書といわれるものであり、フィレンツェをはじめとするトスカーナや、ヴェネツィアには多く残存している。その原本は、一枚の紙ないし羊皮紙に記録されたものであるが、その複写が、別の一枚の紙、一冊の「私的契約書複写帳」、あるいは会計記録の中におこなわれた。

これは、商品・不動産の売買、金銭貸借、保険契約、輸送契約、雇用契約、などに際して作成された。いずれも、経済史料として重要であるが、ここでは、各種の「会社契約書」*scrittura di compagnia* を取上げる。これは、会社の結成、再編において、出資の形式、経営の分担、責任の分担、損益の分担、などについて、私人間でおこなわれた契約を記録しており、企業経営の全般にわたって効力をもつ。ちなみに、フィレンツェでは、1408年以降、会社契約書を上記の商業法廷に登録した場合（ここでもその複写を保管）、この契約書において「資本委託」*accomandita* 形式で出資した者の責任の限定、および匿名性が同法廷によって保障されたので、この契約書が大いに利用されるようになったという⁽¹⁴⁾。

4 「会計記録」*contabilità*

「会計記録」の中心は、各種の帳簿である。企業の活動が大規模化し、部門が多岐にわたるようになって複雑化すると、その管理・運営や損得計算などに対処するためには、体系的な一連の会計記録が必要になった。ところで、その体系は、個々の企業の活動のありかたが多様であるのに対応して、一律ではなく、個々の企業によって、それぞれの会計記録の名称と内容とが異なっていた。また、各企業は、例えば3年というような、比較的短期間の継続期限を（会社契約書などによって）設定して設立されたが、期限がくると、多くの場合再編されて継続したが、その再編の度毎に、一連の体系的な会計記録が作成された。したがって、その数は多く、中でも、フィレンツェを中心とするトスカーナには、多数が残存している。残存しはじめるのは、13世紀以降からであるが、大量に残存するのは、14世紀後半以降である。

当時の帳簿の性格は、次のようである⁽¹⁵⁾。複式簿記の体系が徐々に成立していくが、この体系は、理論的に厳密に考案されたものではなく、実践の中から実用的に創出されたものであり、その記入方法は、時と場合に応じてかなり融通のきくものであった。帳簿記入は、法律によって強制されたものではなかったが、上記の必要からその実践は普及しており、帳簿が法的に有効であるためには、法定の一定の形式が要求された。それは時と所によって異なるが、例えば、日時順に記入すること、訂正の際には訂正事項が明確であること、などである。帳簿記入においては、欺瞞は少なかった。というのは、どの事項を欺瞞しておけば将来有利になるかを判断することは困難であり、また、日時順の記入、訂正事項の明確性などの規定により、技術的にも欺瞞は容易ではなかったからである。

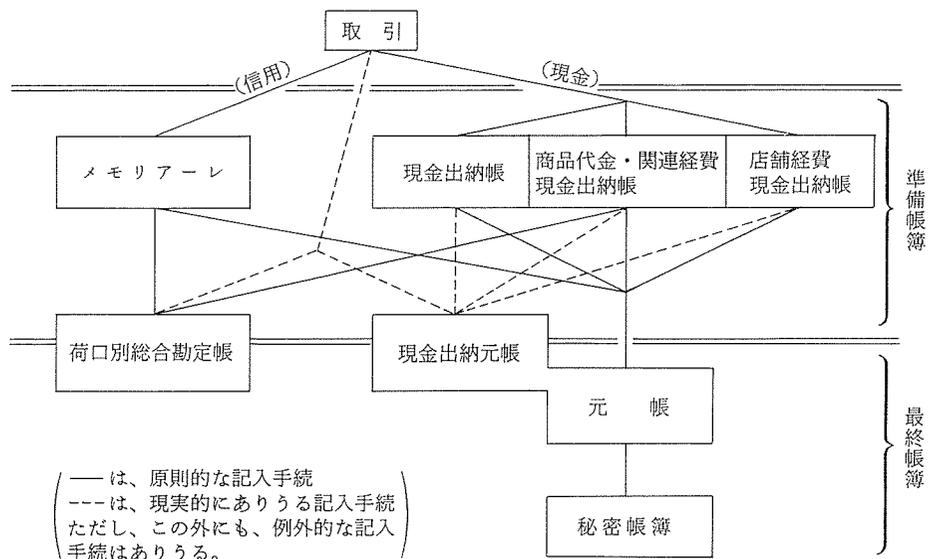
経済史料としての会計記録の価値は、非常に大きい。各種の帳簿は、それぞれに固有の特定局面における経済活動の実態を詳細に記録しているので、相互に有機的な関連をもつ一連の帳簿が残存する場合には、その企業（あるいは企業群）の活動全体の実態が判明する。同時に、その活動の背景となる経済環境についても、非常に豊富、かつ詳細な情報もたらされる。しかも、その情報の範囲は、フィレンツェやイタリアのみには止まらない。ちなみに、エリヤフ・アシュトールは、ダティーニ文書などをレヴァント経済史料として利用している。⁽¹⁶⁾

さて、メリスによると、会計記録は、A「準備帳簿」*scritture preparatorie*、B「最終帳簿」*scritture definitive*、C「補助記録」*registri particolari*の三つに大別される。このような区分は、ダティーニ文書における各種帳簿の分析結果にもとずいておこなったものである。次に、その各々の記録内容の概略をみていくが、記入は、厳密に整理されておこなわれているわけではなく、現実には、どの記録にも多くの例外的記入がおこなわれている。したがって、意味のあるデータを収集するためには、関連する他の記録に散在するデータを採集する必要がある。

A 準備帳簿は、最終帳簿において集約、総合されるデータを準備的、分析的に記入するものであり、次のものがある。(a)「メモリアル」*memoriale*。信用の授受、預金高の変動、およびその原因となった取引事項の説明を記述。(b)「現金出納帳」*quaderno di cassa*。経済活動から生じた現金の出入れと、その原因となった取引事項の説明を記述。ただし、その

内容は、次の記録の内容と原則的には重複しない。(c)「商品代金・関連経費現金出納帳」quaderno di spese di mercanzia。現金取引の商品代金、現金で授受された（自己負担分の）関連経費、およびその取引事項の説明を記述。(d)「店舗経費現金出納帳」quaderno di spese di casa。店舗（casa）で働く雇用人への現金給与、食費などの現金による支給の金額、およびその説明を記述。(e)「荷口別総合勘定帳」quaderno di ricevute e mandate di balle。これは、荷口別に購入し、販売する商品の代金と（自己負担分の）経費とについて、総合的に検討するためのものであり、主にメモリアールと商品代金・関連経費現金出納帳とからデータを収集して（ただし、それらへの記入を経ることなく、直接ここに記入される場合もある）、荷口別の商品売上の損益などについて分析する。したがって、最終帳簿の性格をももつ。

B 最終帳簿は、準備帳簿に記録された詳細なデータを集約し、各種の勘定にみられる経営および資産の状況を、総合的、最終的に判断するためのものであり、次のものがある。(a)「元帳」mastrolibro grande。各種勘定費目を、通常は、人名勘定と費目勘定とに分類し、それぞれを集約し、総合する。(b)「現金出納元帳」libro della entrata e uscita。現金の出入れの全体を把握するために、元帳より現金勘定諸費目のみを独立させて、同帳を作成することもあった。現金の出入れを、最初から直接同帳に記入する場合もあったが、この場合には、準備帳簿の性格をももつことになる。(c)「秘密帳簿」libro segreto。出資・経営者のみがこれに記入、閲覧し、一般社員には秘密にしておいたので、この名称がある。同帳には、出資形式、経営分担、責任負担、損益配分方法、などに関する記述がなされた。経営の結果が記入されるので、最終帳簿として分類される。ちなみに、このような体系をもつ帳簿組織によって、財務表の作成が可能になった。同表は、その萌芽が13世紀末にはみられるが、完成するのは14世紀後半である。同表は、秘密帳簿の中に記録された。



準備帳簿と最終帳簿との関係を図で示すと、上記のようになる。

C 補助記録は、企業経営に必要な記録のうち、上記の準備、最終帳簿以外の記録の総称であり、多種多様である。ここでは、便宜上、次の3種に大別する。(a) 準備、最終帳簿の一般的補完をなす帳簿。(b) いわゆる工業簿記にあたる一連の帳簿。毛織物工業のような特定の工業部門における、複雑な一連の工程の管理、運営をおこなうために編成されたもの。なお、この(a)および(b)は、準備、最終帳簿によって構成される帳簿体系の補完部分をなす。(c) 経営上その記録が必要であり、帳簿体系とは無関係ではないが、帳簿とは必ずしもいえないもの。

(a) には、次のものがある。(1)「荷口別総合勘定控え帳」quaderno di ricordanze di ricevute e mandate di balle。これは、荷口別総合勘定帳の内容のうち、送り荷に関する部分のみが記入されたもの。(2)「不動産控え帳」libro di possessioni。(3)「不良債権控え帳」libro di mal debitori。(4)「手形、債権控え帳」quaderno di cambi e dette。(5)「封印金貨出納帳」quaderno di suggello。封印 [フィオリノ] 金貨とは、品質、重量を厳重に検査された後、箱や袋の中に入れて封印されたフィオリノ金貨である。この帳簿は、金融企業にとっては重要であった。(6)「保険契約控え帳」quaderno di sicurtà。海上保険に関するものであり、保険を引受ける側が作成した。(7)「到着船荷控え帳」quaderno di carichi di navi e di valute di mercanzie。当地の港に到着した船荷の品目および価格を記録するのみではなく、他の港に到着したものについても、その情報を収集して記録した。(8)「日記仕訳帳」giornale。複式簿記体系の一環として、14世紀末に形式的な完成をみた。

(b) には、例えば次のものがある。(1)「雇人への前貸し控え帳」libro di prestanze della cassa。(2)「羊毛代金支払い控え帳」quaderno di ricordanze e compere di lana。羊毛のみならず、他の原料の代金支払いについても記録した。(3)「代金支払い控え帳」quaderno delle compere。様々な道具の代金支払いについての記録。(4)「毛織物売買取控え帳」libro delle vendite e compere。(5)「計量控え帳」libro delle misure。羊毛は、地理的に分散する各種工程を移動する間に、様々な理由でその重量が減少する。それを計量し、記録するもの。(6)「労働者関連経費控え帳」libro dei lavoranti。織元の直営店舗で作業する労働者に関する、賃金などの経費について記録。(7)「紡糸工関連経費控え帳」libro dei filatori。紡糸工程は、周辺農村の女性によっておこなわれていた。(8)「枠張り工、織布工関連経費控え帳」libro degli orditori e tessitori。枠張り工、織布工は、都市内の自宅などで作業をしていた。(9)「染色工、整毛工、縮絨工関連経費控え帳」libro dei tintori, conciatori e gualcherai。彼らも都市内の自宅などで作業をしていたが、その高度な技術のおかげで織元からの独立性が高かった。なお、(6)―(9)は、一まとまり毎に各工程の間を移動する羊毛ないし毛織物を単位として、記録された。(10)「小控え帳」quadernuccio。各種工程の従事者との連絡に要した経費を記録。(11)「労働者への委託羊毛小控え帳」quadernuccio delle consegne e riconsegne ai lavoranti。

(c)としては、次のものがあげられる。(1)「受領書簡控え帳」quaderno dei corrieri。これは、受領書簡の記述内容と、受領の際に支払う料金（書簡の配達料金は、発信者が半分を、

受信者が残りの半分を支払うのが普通)とを記録。(2)「商品注文控え帳」libro del chiesto。企業が他者に発注した商品にかんする記録。(3)「作業人員小控え帳」quadernuccio delle presenze di personale。当企業のために様々な作業をおこなう人員についての記録。(4)「雇人出勤小控え帳」quadernuccio degli scioperi。雇人の勤務状況についての記録。

お わ り に

サポーリとメリスとは、会計記録を中心とする経済史料の大鉱脈を開発した。このことは、サポーリが、史料館員を経験して各種史料を熟知していたこと、簿記史家として出発したメリスが、複雑かつ難解な中世の会計史料を技術的に解明したことなしには、実現しなかったかもしれない。いずれにせよ、両者は、豊富な会計記録を駆使して、具体的な経済活動の実態を、数々の貴重な数値的データを呈示しつつ解明することに、研究の力点をおいた。それは、メリスによる史料の分類方法においても伺われるところである。いうまでもなく、このことは、以前の研究にみられるような、きめの粗い、あるいは実態との間に乖離のみられる歴史像に対する、批判を前提とするものであった。

彼らの研究の結果、確かに、実態に即した詳細な歴史像が構成されるようになり、従来は不明であったことが明確になってきた。このことは、強調してもしすぎることはない。しかし、企業記録は、万能の経済史料ではない。それは、あくまでも、個々の企業、しかも大企業の記録であり、このことに起因する限界がある。例えば、上述のように、小企業あるいは零細企業同士の取引についての記録はない。また、都市国家によって作成されたカタスト(租税台帳)のような包括性もない。このようなことから、両者の構成する歴史像は、大企業の活動のみが前面にでたものとなり、それが経済全体とどのように関わっているのかが必ずしも明確ではない。こうした限界が意識されてきたことは、史料利用の面でも、彼らの次の時代が始まっていることを示すものであろう。

註(註は、紙数制限により、簡略にする。)

- (1) Melis, Federigo, *Aspetti della vita economica medievale*, Siena, 1962.
- (2) Saponi, Armando, *Saggio sulle fonti della storia economica*, in, *Studi di storia economica*, vol.1, Firenze, 1955; Melis, Federigo, (Dini, Bruno, a cura di), *Sulle fonti della storia economica*, Firenze, 1963-64; idem, *Documenti per la storia economica dei secoli 13-16*, Firenze, 1972. 本稿は、主としてこの三つの研究にもとずいている。紙数節約のため、特に必要な場合を除いては、参照箇所は示さない。しかし、上記3研究のどの部分を参照にしているかは、それらの目次などにより容易に判別することができる。
- (3) cfr., Melis, *Sulle fonti*, pp. 245-246.
- (4) 前者については、拙稿「中世イタリア社会経済史料としての年代記」『信州大学教育学部紀要』第32号, 1974年。後者については, Luzzatto, Gino, *Sulla attendibilità di alcune statistiche economiche medievali*, in, *Studi di storia economica veneziana*, Padova, 1954, を参照。
- (5) 清水廣一郎『中世イタリア商人の世界』平凡社, 1982年, 参照。
- (6) 清水廣一郎「中世末期イタリアにおける公証人の活動—史料としての公証人文書—」『公証法

- 学』7, 1978年, は公証人文書についての, 日本語で書かれた水準の高い紹介である。また, 同, 「解説」G.ブロッカー著, 在里寛司訳, 清水廣一郎解説『ルネサンス期フィレンツェの愛と結婚』同文書, 1988年, 186頁以下には, 公証人の作成する文書について, 平明な説明がみられる。
- (7) Melis, *Sulle fonti*, pp. 102-111.
- (8) 清水廣一郎「十四世紀ピサの商業地区, サンタ・クリスティーナ教区について—公証人文書による分析—」世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』創文社, 1987年, 参照。
- (9) 拙稿「定着商業における取引手続」東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所『イスラム圏における異文化接触のメカニズム』1, 1989年, 参照。
- (10) Pegolotti, Francesco Balducci, (Evans, Allan, edited by), *La pratica della mercatura*, Cambridge-Massachusetts, 1936, reprint ed., New York, 1970.
- (11) Lopez, Roberto S. and Raymond, Irving W., *Medieval Trade in the Mediterranean World*, New York and London, 1955, p. 3.
- (12) その一例については, 拙稿「ダマスカスにおけるフィレンツェ毛織物の価格」『イタリア学会誌』第39号, 1989年, 参照。
- (13) その一例は, ドーレンによって刊行された。Trattato della arte della lana, in, Doren, Alfred, *Die florentiner Wollentuchindustrie von 14. bis zum 16. Jahrhundert*, Stuttgart, 1901, S., 484-493.
- (14) Melis, *Documenti*, pp., 42-43. ただし, 高利貸付の隠蔽手段として, この出資形式が利用されることがあった。
- (15) 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店, 1980年, をも参照。
- (16) cf., Ashtor, Eliyahu, *Histoire des prix et des salaires dans l' Orient médiéval*, Paris, 1969, p. 410 et passim.

(1989年8月31日 受理)